

## 東北町町制施行20周年記念ロゴマーク及び キャッチフレーズ募集要項

### 1 趣旨・目的

東北町は令和7年3月31日に町制施行20周年を迎えます。この節目となる令和7年度を事業実施期間として、各種記念事業を実施するに伴い、この20周年を祝う各種記念事業で使用するロゴマーク及びキャッチフレーズを募集します。

### 2 募集内容

- (1) 東北町町制施行20周年記念ロゴマーク
- (2) 東北町町制施行20周年記念キャッチフレーズ

### 3 使用目的

採用作品は、町制施行20周年を広くPRするため、各種印刷物や関連グッズ、町ホームページ等で使用するほか、東北町が認める事業でも使用します。

### 4 応募資格

東北町内に在住または通勤・通学している方、東北町出身の方。プロ・アマは問いません。ただし、個人に限ります。

未成年（18歳未満）の方は、親権者の同意を得たうえで応募してください。

### 5 募集期間

令和6年8月1日から9月30日まで  
郵送の場合は、当日消印有効

### 6 応募方法

郵送または持参による

・提出先 〒039-2642

青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

東北町役場 福祉課内 20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集係

※ 受付時間は月曜日から金曜日の8:15～17:00（祝日を除く）

## 7 応募要件

### 【ロゴマーク・キャッチフレーズの応募要件（共通事項）】

- (1) 次の10年へ、未来へつながるイメージで、町制施行20周年記念を広く効果的にプロモーションできるロゴマークまたはキャッチフレーズとしてください。
- (2) ロゴマーク、キャッチフレーズともに単体での応募となります。ロゴマークの中にキャッチフレーズを入れた作品の応募はできません。
- (3) ロゴマークのみの応募、キャッチフレーズのみの応募、また、両方を応募することも可能です。
- (4) 作品については、複数点の応募が可能ですが、1応募作品につき1用紙または1フォームでの応募となります。
- (5) 作品応募時には、作品のコンセプトを簡潔に記載し提出してください。
- (6) 採用された作品は、原案を尊重しながら部分的な加工または修正、電子データへの変換など、必要に応じて一部補正を行う場合があります。

### 【ロゴマークの応募要件】

- (1) 本募集要項「1趣旨・目的」を踏まえた、町制施行20周年にふさわしいデザインとしてください。
- (2) 「20（アラビア数字）」の文字を使用し、「20」の文字が認識しやすいデザインとしてください。
- (3) デザインの中に既存のキャラクターやロゴマークを含めないでください。
- (4) ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用、拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
- (5) 応募の際の下地は白色としてください。ただし、各種印刷物や関連グッズ、ホームページ等での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
- (6) 手描き、デジタルデータ、どちらでも応募が可能です。
- (7) 手描きの応募作品が採用作品となった場合、採用者と協議のうえ、電子データに変換します。
- (8) 応募フォームから応募する場合は、応募作品画像をデータ化して応募フォームの内容に従って応募してください。ファイル形式は、JPG、JPEG、PNG、PDFのいずれかとし、ファイルサイズは

5MB以内としてください。

- (9) 郵送又は持参の場合は、応募用紙の枠内に手描き、もしくは印刷したものを貼り付けるか、CD-R等に記録（ファイル形式およびファイルサイズは応募フォームと同様）し応募用紙と共に、本募集要項を踏まえて応募してください。

#### 【キャッチフレーズの応募要件】

- (1) 本募集要項「1趣旨・目的」を踏まえた、東北町に対する思いや未来へのイメージなどを端的に表現したものとしてください。
- (2) 20文字程度までとしてください。記号やスペースも1文字と数えます。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号の使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字の使用はできません。
- (4) 郵送または持参の場合は、応募用紙の枠内に手描き、もしくは印刷したものを貼り付けて応募してください。

### 8 選考方法・結果発表

#### (1) 選考方法

町長、副町長、教育長及び町制施行20周年記念事業の検討委員会等による選考により決定します。

#### (2) 結果発表

- ・選考結果は決定後作品採用者本人に通知のうえ、「町ホームページ」および「広報とうほく」にて発表します。
- ・採用されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考課程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

### 9 表彰

(1) ロゴマーク部門：採用者1名に賞状および記念品を授与

(2) キャッチフレーズ部門：採用者1名に賞状および記念品を授与

※ 表彰は、令和7年10月に開催予定の町政施行20周年記念式典で行います。

### 10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募者の個人情報を適切に管理し、応募内容の確認、応募作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰等、本応募に関する事以外での目的で使用する事はありません。
- (2) 受賞作品については、受賞者の氏名や住所（町内名まで）等を公表します。

## 1 1 応募等に関する注意事項

- (1) 以下の応募は選考対象となりません。また、選考結果発表後に受賞を取消することがあります。
  - ・ 公序良俗に反する作品
  - ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連する作品
  - ・ 特定の個人または団体の名誉を傷つけるおそれがある作品
  - ・ 特定の人物をモチーフとする作品
  - ・ 応募内容に虚偽の記載があった場合
  - ・ 応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡がとれない場合
  - ・ 受賞作品が既発表のものと同一もしくは類似の場合
  - ・ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
  - ・ 反社会的勢力等からの応募であると判明した場合
  - ・ 本募集要項に違反した応募がなされた場合
- (2) 募集要項に記載された事項については、東北町の判断により、今後、変更または追加することがあります。
- (3) 他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません
- (4) 応募作品（CD-R等を含む）は提出後に修正することはできません。また、返却もできません。
- (5) 東北町が選考結果を発表するまで、提出した応募作品を他者に公表しないでください。
- (6) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。東北町は一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関して、東北町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (7) 応募作品の著作権、商品化権、使用权、商標権、意匠権その他の一切の権利は東北町に帰属し、受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。
- (8) 応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。

1 2 お問い合わせ先

〒039-2492

青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

東北町町制施行20周年記念事業検討委員会

ロゴマーク・キャッチフレーズ募集係

|                  |            |     |     |
|------------------|------------|-----|-----|
| TEL 0176-56-3111 | 内線(150) 担当 | 福祉課 | 漆戸  |
|                  | 内線(160)    | 税務課 | 古屋敷 |
|                  | 内政(130)    | 会計課 | 天間  |